限定承認公告

本籍千葉県松戸市稔台二丁目四七番地一九、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　倉崎　浩和

右被相続人は平成二十六年十二月推定一日から十日までの間に死亡し、その相続人は平成二十八年二月三日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

東京都港区西新橋一丁目五番一〇号ＴＪ内幸町ビル八階　小名法律事務所　限定承認者川上敦子　代理人弁護士　小名　弦

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所東京都荒川区西日暮里二丁目一〇番六号　被相続人　亡　金　同元

右被相続人は平成二十四年二月九日死亡し、その相続人は平成二十八年一月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

東京都足立区江北一丁目一〇番一―一〇二号　限定承認者　金　明信

限定承認公告

本籍石川県珠洲市野々江町ワの部七三番地、最後の住所石川県金沢市粟崎町ホ一一〇番地四四　被相続人　亡　山下　幸一

右被相続人は平成二十七年十月三十一日死亡し、その相続人は平成二十八年二月三日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

石川県珠洲市野々江町ワの部八四番地四　限定承認者　山下　幸作

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000338/vfq5/

平成二十八年二月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　マンゴスチン特定目的会社　取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000339/ojzc/

平成二十八年二月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　パシモン特定目的会社　取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000341/82jx/

平成二十八年二月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ドリアン特定目的会社　取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十九億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000295/or6d/

平成二十八年二月十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　グローバル・アセット・トゥエンティツー・ホールディング特定目的会社　取締役　宮里　猛

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年三月十六日であり、取締役の決定は平成二十八年二月十二日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十一月二十七日

掲載頁　七十一頁（号外第二六七号）

平成二十八年二月十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号　特定目的会社ＫＩＷＩツー　取締役　山崎　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二千万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年三月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年二月十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号　特定目的会社ＫＩＷＩツー　取締役　山崎　亮雄

訂正公告

平成二十八年一月二十七日（号外第十八号）掲載の弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し中、平出幹元会員の登録取消し（月日）「12月10日」とあるは、「12月９日」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年二月十五日　日本弁護士連合会

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年十二月二十一日（号外第二百八十六号）公布環境省令第四十号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
四	上	二一	第三百七十六号	第三百七十六号
〃	〃	終りから一	第六十九号	第三百号
〃	下	一三	第百号	第十項
〃	上	終りから九	第十条	第五号ホ
〃	〃	八	第五号のホ	第五号ヘ
〃	〃	七	第五号のヘ	施行の日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日）
〃	下	一	施行の日	
同日（同号外）環境省告示第百四十一号（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
四六	上	一九	第六十九号	第三百七十六号
〃	〃	二四	第六十九号	第三百七十六号
四六ページ上段二〇行目から二一行目「並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第四条の二第二号ロの規定に基づき、」を削除する。				
四六	上	二四	施行の日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日）	施行の日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日）
平成二十八年一月二十九日東北地方整備局告示第十三号（土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件）（印刷誤り）				
七	四	終りから九	十地の適正かつ合理的な	十地の適正かつ合理的な

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十五日付第三二号八〇　ページ●同日付政府調達第二九号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）